



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市こべっこあそびひろば・西神中央の供用を開始する日を定める規則	こども家庭局こども青少年課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局東部建設事務所	2
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	5
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	7
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定介護機関の指定	福祉局くらし支援課	12
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	15
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	16
告示	神戸市収入証紙売りさばき人指定事項の変更	会計室会計課	17
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等	行財政局業務改革課	18
告示	認定特定非営利活動法人の有効期間の更新(特定非営利活動法人西神戸トラウマカウンセリングルーム)	地域協働局地域活性課	19
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(篠原台南自治会ほか)	地域協働局地域活性課	20
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市東灘区西岡本3丁目)	都市局都市計画課	24
区役所	臨時運行許可番号標の失効	兵庫区総務部市民課	25
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の廃止	水道局配水課	26

神戸市こべっこあそびひろば・西神中央の供用を開始する日を定める規則をここに公布する。

令和5年5月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第4号

神戸市こべっこあそびひろば・西神中央の供用を開始する日を定める規則  
神戸市こべっこあそびひろば条例の一部を改正する条例（令和4年3月条例第43号）附則第2項に規定する規則で定める日は、令和5年5月15日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市告示第143号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
2. 保管期間  
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
3. 返還事務を行う時間  
魚崎浜保管所及び稗原保管所  
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで  
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
4. 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
5. その他  
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 1台	令和5年4月5日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 15台	令和5年4月6日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 1台	令和5年4月12日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	深江駅周辺	自転車 4台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 5台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 6台	令和5年4月13日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 2台		
	六甲駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	阪神御影駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	阪急御影駅周辺	自転車 2台	令和5年4月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	魚崎駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	JR住吉駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岡本駅周辺	自転車 3台	令和5年4月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 6台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	新在家駅周辺	自転車 3台	令和5年4月17日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 5台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台			

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所	J R住吉駅周辺	自転車	8台	令和5年4月18日
東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	摂津本山駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	8台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
稗原保管所	灘区管内	自転車	10台	令和5年4月24日
灘区上河原通1丁目1番	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	阪急御影駅周辺	自転車	2台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
魚崎浜保管所	東灘区管内	自転車	16台	令和5年4月25日
東灘区魚崎浜町1番5号	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	3台	
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台		

神戸市告示第144号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和5年4月5日	神戸市須磨区 妙法寺字ヌメリ石1番地の 1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 2台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年4月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 28台 原動機付自転車 1台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年4月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台	令和5年4月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和5年4月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和5年4月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 2台	令和5年4月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 17台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 0台	令和5年4月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 20台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和5年4月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 3台		

神戸市告示第145号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。



別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年4月4日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 2 台	令和5年4月20日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和5年4月20日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 6 台	令和5年4月27日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等 放置禁止区域内	自転車 1 台	令和5年4月11日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和5年4月11日	

# 令和5年5月23日 神戸市公報第3809号

神戸市告示第146号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
森井眼科クリニック	神戸市東灘区御影中町1丁目6番9号	令和5年4月3日
ふくだ整形外科リウマチクリニック	神戸市東灘区森北町2丁目2番19号	令和5年4月3日
かみりょう内科・呼吸器内科クリニック	神戸市東灘区本山南町6丁目10番28号	令和5年5月1日
ちさ皮フ科クリニック	神戸市兵庫区駅南通5丁目2番8号	令和5年4月1日
でぐちクリニック	神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号	令和5年4月1日
たかやま整形外科リハビリクリニック	神戸市垂水区狩口台1丁目16番2号	令和5年5月1日
たかのこどもクリニック	神戸市垂水区学が丘7丁目1番30号	令和5年4月1日
たかの発達リハビリクリニック	神戸市垂水区学が丘7丁目1番33号	令和5年5月1日
舞多聞こころのクリニック	神戸市垂水区舞多聞西5丁目1番3号	令和5年5月8日
医療法人慈弘会 こがた内科・ハーバーランドリウマチクリニック	神戸市中央区東川崎町1丁目8番1号	令和5年4月1日
医療法人社団仁卓会 タクデンタルクリニック	神戸市須磨区平田町2丁目1番3号	令和5年5月1日
医療法人一輝会荻原記念病院	神戸市長田区大橋町7丁目1番1号	令和5年4月1日
I & Hライフ本山薬局	神戸市東灘区本山南町6丁目10番28号	令和5年5月1日
あじさい薬局	神戸市灘区神ノ木通3丁目6番23号	令和5年4月1日
さくら薬局 新開地店	神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号	令和5年4月1日
たかとり調剤薬局	神戸市須磨区青葉町2丁目1番20号	令和5年3月1日
ウィルにこやか薬局	神戸市西区王塚台6丁目12番	令和5年5月1日

みどり薬局 学園都市 店	神戸市西区学園西町1丁目1番2号	令和5年5月1日
-----------------	------------------	----------

# 令和5年5月23日 神戸市公報第3809号

神戸市告示第147号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	廃止年月日
ふじい皮ふ科クリニック	神戸市兵庫区駅南通5丁目2番8号	令和5年3月31日
たかのこどもクリニック	神戸市垂水区学が丘7丁目1番30号	令和5年3月31日
こがた内科ハーバランドリウマチクリニック	神戸市中央区東川崎町1丁目8番1号	令和5年3月31日
西元歯科医院	神戸市垂水区本多聞7丁目14番1号	令和5年3月30日
あじさい薬局	神戸市灘区神ノ木通3丁目6番23号	令和5年3月31日
たかとり調剤薬局	神戸市須磨区青葉町2丁目1番20号	令和5年2月28日

神戸市告示第148号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久 元 喜 造

当該指定にかか る介護事業 所の名称	当該指定にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者 の名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	指定年 月日	サービス種類
居宅介護 支援事業 所ケアセ ンターサ ンカトレ ア	神戸市北区鈴 蘭台西町2丁 目22番3号	医療法人社 団顕修会	神戸市北区鈴蘭 台西町2丁目2 1番5号	令和5 年4月 1日	居宅介護支援

神戸市告示第149号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかか る介護事業 所の名称	当該廃止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業 者の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	廃止年月 日	サービス種類
ふじい皮 ふ科クリ ニック	神戸市兵庫区 駅南通5丁目 2番8号	藤井 公 男	神戸市西区 春日台2丁 目5番16 号	令和5年 3月31日	訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予 防訪問看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導
西元歯科 医院	神戸市垂水区 本多聞7丁目 14番1号	西元 孝 雄	神戸市垂水 区狩口台7 丁目2番6 号	令和5年 3月30日	訪問看護 訪問リハビリ テーション 居宅療養管理 指導 介護予防訪問 看護 介護予防訪問 リハビリテー ション 介護予防居宅 療養管理指導

居宅介護 支援事業 所ケアセ ンターサ ンカトレ ア	神戸市北区鈴 蘭台西町2丁 目21番5号	医療法人 社団顕修 会	神戸市北区 鈴蘭台西町 2丁目21 番5号	令和5年 3月31日	居宅介護支援
---	----------------------------	-------------------	--------------------------------	---------------	--------

神戸市告示第150号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
ディライト治療院	清水 大輔	神戸市垂水区名谷町字加市2067番地	令和5年5月1日

2 あん摩マッサージ

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
稲垣鍼灸マッサージ治療院	山中 崇雅	神戸市長田区大塚町1丁目4番24号	令和5年4月11日

3 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
稲垣鍼灸マッサージ治療院	山中 崇雅	神戸市長田区大塚町1丁目4番24号	令和5年4月11日
ディライト治療院	清水 大輔	神戸市垂水区名谷町字加市2067番地	令和5年5月1日



神戸市告示第151号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 5 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	変更年月日
(新)からだ元気治療院 須磨店	吉田 博樹	神戸市須磨区離宮前町 1 丁目 1 番 4 1 号	令和 5 年 4 月 1 日
(旧)からだ元気治療院 神戸須磨店			

神戸市告示第152号

神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）第3条第1項の規定により，神戸市収入証紙売りさばき所の所在地を次のとおり変更し，同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久 元 喜 造

売りさばき人	売りさばき所		所在地変更日
	名称	所在地	
株式会社 三井住友銀行	住吉支店	神戸市東灘区住吉本町1丁目1番22号	令和5年5月29日

神戸市告示第153号

神戸市公印規則（昭和52年3月規則第111号）第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久元喜造

文 書 名	使 用 公 印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
民生委員支援員証	市長の印	2	れい書	方15
納入通知書	道路管理専用建設局長の印	73の5	れい書	方15
道路占用料督促状	道路管理専用建設局長の印	73の5	れい書	方15
道路占用料催告書	道路管理専用建設局長の印	73の5	れい書	方15
道路占用料減免通知書	道路管理専用建設局長の印	73の5	れい書	方20
水路等使用料減免通知書	道路管理専用建設局長の印	73の5	れい書	方20

神戸市告示第154号

次の特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項に係る有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項により準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久 元 喜 造

法人名	特定非営利活動法人西神戸トラウマカウンセリングルーム
代表者	大上 律子
所在地	神戸市西区宮下2丁目8-18 グレース宮下B-103
目的	この法人は、地域住民に向けて、心の傷に対する心のケアとカウンセリングおよび発達・子育てに関する支援事業を行う。相談会・親子教室企画開催及び、それら講演会等の開催に関する事業を行い、精神面での健康の回復と増進、及び子どもが健やかに育つ社会環境の構築と社会参加に寄与することを目的とする。
有効期間	5年間（令和5年1月31日から令和10年1月30日まで）

神戸市告示第155号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、篠原台南自治会、野中自治会、下畑町会、神戸北町桂木連合自治会、藍那自治会、道場町自治会道場5組、朝日が丘自治会、緑が丘自治会、中野自治会、君影町四・五丁目自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	篠原台南自治会	野中自治会	下畑町会
主たる事務所	神戸市灘区篠原台18番25号	神戸市西区岩岡町野中119番地の12	神戸市垂水区下畑町2120番地
代表者の氏名	寺川 清志	道本 隆幸	佐伯 孝宏
代表者の住所	神戸市灘区篠原台7番12号-207	神戸市西区岩岡町野中75番地の8	神戸市垂水区下畑町2073番地

名称	神戸北町桂木連合自治会	藍那自治会	道場町自治会道場5組
主たる事務所	神戸市北区桂木1丁目7番地	神戸市北区山田町藍那字下ノ町15番地	神戸市北区道場町日下部697番地の30
代表者の氏名	麻田 雅裕	中谷 栄造	池田 勉
代表者の住所	神戸市北区桂木3丁目8番地9号	神戸市北区山田町藍那字下ノ町15番地	神戸市北区道場町日下部697番地の30

名称	朝日が丘自治会	緑が丘自治会	中野自治会
主たる事務所	神戸市西区北山台2丁目23番19号	神戸市須磨区緑が丘2丁目4番34号	神戸市西区中野1丁目23番地の5
代表者の氏名	新村 喜代美	前田 昭彦	野口 英二
代表者の住所	神戸市西区北山台2丁目6番8号	神戸市須磨区緑が丘2丁目9番22号	神戸市西区中野2丁目15番地の7

名称	君影町四・五丁目自治会
主たる事務所	神戸市北区君影町5丁目15番9号
代表者の氏名	森本 武彦
代表者の住所	神戸市北区君影町5丁目3番4号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 篠原台南自治会 令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	田中 武司	寺川 清志
代表者の住所	神戸市灘区篠原台9番12号	神戸市灘区篠原台7番12号-207

(2) 野中自治会 平成30年6月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	青木 秀太郎	立川 一史
代表者の住所	神戸市西区岩岡町野中233番地の1	神戸市西区岩岡町野中978番

令和元年6月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	立川 一史	磯上 好美
代表者の住所	神戸市西区岩岡町野中978番	神戸市西区岩岡町野中1235番地

令和4年6月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	磯上 好美	道本 隆幸
代表者の住所	神戸市西区岩岡町野中1235番地	神戸市西区岩岡町野中75番地の8

(3) 下畑町会 令和5年3月21日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	石坂 克彦	佐伯 孝宏
代表者の住所	神戸市垂水区下畑町2105番地	神戸市垂水区下畑町2073番地

(4) 神戸北町桂木連合自治会 令和5年4月9日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	河本 清	麻田 雅裕
代表者の住所	神戸市北区桂木2丁目16番地の8	神戸市北区桂木3丁目8番地9号

(5) 藍那自治会

令和5年1月22日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町58番地	神戸市北区山田町藍那字下ノ町15番地
代表者の氏名	川辺 一衛	中谷 栄造
代表者の住所	神戸市北区山田町藍那字下ノ町58番地	神戸市北区山田町藍那字下ノ町15番地

(6) 道場町自治会道場5組

令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区道場町日下部697番地の19	神戸市北区道場町日下部697番地の30
代表者の氏名	小谷口 美良	池田 勉
代表者の住所	神戸市北区道場町日下部697番地の19	神戸市北区道場町日下部697番地の30

(7) 朝日が丘自治会

令和5年4月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	平野 広造	新村 喜代美
代表者の住所	神戸市西区北山台2丁目30番3号	神戸市西区北山台2丁目6番8号

(8) 緑が丘自治会

令和5年4月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山田 修	前田 昭彦
代表者の住所	神戸市須磨区緑が丘2丁目11番30号	神戸市須磨区緑が丘2丁目9番22号

(9) 中野自治会

令和5年4月2日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中村 雅敏	野口 英二
代表者の住所	神戸市西区中野2丁目14番地の4	神戸市西区中野2丁目15番地の7

令和5年5月23日 神戸市公報第3809号

(10) 君影町四・五丁目自治会 平成29年4月16日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	大城 成利	中西 匡子
代表者の住所	神戸市北区君影町4丁目1番3号	神戸市北区君影町5丁目9番14号

平成30年4月15日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中西 匡子	水船 春美
代表者の住所	神戸市北区君影町5丁目9番14号	神戸市北区君影町5丁目2番2号

令和2年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	水船 春美	今井 昌昭
代表者の住所	神戸市北区君影町5丁目2番2号	神戸市北区君影町5丁目8番18号

令和3年4月17日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	今井 昌昭	十倉 利廣
代表者の住所	神戸市北区君影町5丁目8番18号	神戸市北区君影町5丁目13番8号

令和4年4月24日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	十倉 利廣	飯田 一樹
代表者の住所	神戸市北区君影町5丁目13番8号	神戸市北区君影町5丁目8番4号

令和5年4月23日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	飯田 一樹	森本 武彦
代表者の住所	神戸市北区君影町5丁目8番4号	神戸市北区君影町5丁目3番4号



神戸市公告

当該開発行為に関する工事のうち当該公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年5月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神戸市東灘区西岡本3丁目93番
- 2 工事を完了した公共施設  
道路
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号  
和田興産株式会社  
代表取締役 溝本 俊哉
- 4 許可番号  
令和4年9月21日 第8072号  
(変更許可 令和5年1月17日 第2036号)

神戸市兵庫区公告

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和5年5月11日

神戸市兵庫区長 古 泉 泰 彦

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸 56-07 神戸	令和5年5月11日

神戸市水道告示第7号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和5年5月23日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	廃止年月日
70786	真弓興業株式会社神戸支社	神戸市中央区生田町4丁目5-7	布野 慶一	令和5年4月20日